

地上デジタル放送への完全移行に向けて

電波法令により、2011年7月24日アナログ放送は終了

□ 各市町村における公共施設のデジタル化等の対応のお願い

- デジタル化改修の計画策定及び達成状況を確認し公表
※ 総務省から、各都道府県知事及び各指定都市市長宛、通知文書を送付しています。(平成20年7月31日)

□ 高齢者まで含めて全ての住民に対応していただく必要があります

- 広報誌等に地上デジタル放送関係の記事掲載をお願いしたい。
- テレビ受信者支援センターを設置する予定であり、センターの活動にご協力をお願いしたい。(周知、説明会、住民の情報等の提供)
- 民生委員、自治会、高齢者団体、ボランティア団体等にもご協力をお願いしたい。

□ 共同アンテナ施設(共聴施設)を利用しているご家庭はデジタル化のための施設改修が必要です

- 辺地共聴施設のデジタル化改修に対する国の支援(補助金)の活用をお願いしたい。
- 上記に関し、説明会の開催、共聴施設のデータ等情報共有、各市町村関係予算の計上等のご協力をお願いしたい。

□ デジタル放送が受信できない一部地域が発生する可能性があります

- 基本的に、デジタル放送はアナログ放送の視聴エリアをカバーするものですが、一部、地理的な条件や技術的条件によりエリアが相違する場合があります。
- 想定される新たな難視聴世帯数は、総務省ホームページの市町村別ロードマップで公表しています。
(URL:http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/roadmap2.html)

◇ 問合わせ先
総務省東海総合通信局
地上デジタル放送専用(放送課内)
電話 052-971-8292